



# MIC MRA 国際ワークショップ, 2019年3月



## REDの適用と現在提起されている疑問について

REDCA Chairman :

ピーター デ ベアー  
Pieter de Beer,

On behalf of:



**REDCA**  
Radio Equipment Directive Compliance Association

# RED correspondenceで使用される略語



- ADCO** = Administrative Cooperation group of Member States Authorities
- BG** = Blue Guide ブルーガイド
- DoC** = EU Declaration of Conformity EU適合宣言
- EFIS** = ECO Frequency Information System ECO周波数情報システム
- EM** = Electromagnetic EMC = Electromagnetic Compatibility 電磁両立性(EMC)
- EMCD** = EMC Directive2014/30/EU EMC 指令2014/30/EU
- EO** = Economic Operator 経済事業者
- EU** = European Union (28 countries) 欧州連合(28か国)
- EUANB** = EU Association of Notified Bodies (for the EMC-D) 欧州連合通知機関協会
- GPSD** = General Product Safety Directive2001/95/EC 一般製品安全指令 2001/95/EC
- HS** = Harmonised Standard 整合規格
- LVD** = Low Voltage Directive 2014/35/EU 低電圧指令2014/35/EU
- MRA** = Mutual Recognition Agreement between EU and other countries (Japan/USA/etc) EUおよび他国間の相互認定協定
- MS** = EU Member States (for applicability of the Directive: covers also EFTA countries) EU加盟国
- MSA** = Market Surveillance Authority of the MS MSの市場監査当局
- NB** = Notified Body 通知機関
- OJEU** = Official Journal of the EU (where all legislation is published and other material) EUオフィシャルジャーナル
- RE** = Radio Equipment 無線機器
- RED** = Radio Equipment Directive 2014/53/EU 無線機器指令
- REDCA** = Radio Equipment Directive Compliance Association
- TEC** = RED Notified Body EU Type Examination Certificate (あるいはEU TEC または REDTEC)
- TGN** = REDCA Technical Guidance Note REDCA技術ガイダンスノート
- TD** = Product Technical Documentation 製品技術文書

# 無線機器指令 2014/53/EU



## 修正:

- Regulation (EU) 2018/1139 on common rules in the field of civil aviation of 4 July 2018 により Regulation (EC) No 216/2008 は、2018年9月11日をもって廃止。  
これに伴いRED Annex I, point 3に修正を行った。REDの[consolidated version](#)も参照

## その他の興味深い情報:

- [Proposal 2017/0353](#) rules and procedures for compliance with and enforcement of EU harmonization legislation on products and amending Directives -----, 2014/35/EU, 2014/53/EU, 提案されている変更により、RED, DoCへの影響が考えられる。製造業者は、DoCをウェブサイトなどで公開しDoCがEU内の一般の人が容易に無料でアクセスできるようにする必要がある。(欧州委員会にて [proposed amendments](#)を参照)
- *The Goods Package: Reinforcing trust in the single market /internet-connected radio equipment and wearable radio equipment, ([public consultation](#))に関する委員会からのCommunication.* この提案法はIoTの一部になると予想されるインターネットで接続するデバイスやウェアラブルデバイスのセキュリティ強化を目的としている
- [software on radio equipment](#) (public consultation) のアップロード. このイニシアティブは、再構成が可能な無線システムに関する追加の必須要件の対象となる無線機器のカテゴリを指定する。
- REDのArticles 44 (2) および 47 (2)を目的として作成された無線機器指令 (RED)の運用に関する [Report](#)の発行



# RED向けの委任法令 & 実施法行為



- REDのテキスト自体を変更することなく、追加(詳細な)の法律を制定する権限をEU委員会に与える。(これによりEU理事会とEU議会に関わるプロセスの長期化を回避する)
- REDは委任法および/または実施法の要素に言及している

## 現在検討中・作成中・準備済みの(act)

- Article 3.3a on a common charger,
- Article 3.3e and f to cover privacy and prevention of fraud
- Article 3.3g Galileo
- Article 3.3i and Article 4 relating to the updates of software into RE
- Article 5: Registration of RE within some categories
- Article 10.10: Restrictions of RE

# RED向けの委任法令 & 実施法行為



## Article 3(3)a: Common Chargers (*interworking with accessories*)

**保留:** 本件については何度も検討されてきたが、満足できる進展が得られないため、欧州委員会は他の規制オプションを求めている。委任法令考えられ、研究が開始されようとしている (1月7日より)。欧州委員会は公的協議に向けたロードマップを公開予定。インパクトアセスメントにより、委任法令の有無を決める

## Articles 3(3)(e/f) personal data and privacy and prevention of fraud

**保留:** 欧州委員会は研究/委任法令入力のためにcommon chargerと同様の研究を開始することを決定した。委員会は当初、玩具などのリスクが高いアイテムについてスコープを設けることを考慮していたが、その後REDのスコープである接続されたデバイスすべてに拡大している。本研究のための契約は、1月の署名を待っている。その後委員会は、ロードマップおよび入力の仕方を公開すると見られる。欧州委員会は、DG Connectなどと協働し、全規制が一貫することを目指している。委員会はロードマップが2019年2月頃に入手できることを望んでいる



## Articles 3(3)g: access to emergency services: Galileo

**保留:** 委員会により2018年12月12日に2ヶ月の監視期間(議会が要請すればさらに2ヶ月)を設けて採用された法。規格はETSIが作成する。5 GHzでのWi-Fi商標の使用および無線アクセスに関する議論がいくつかあり。2018年11月の協議では異議はなかった。

少なくともEU Galileoとのシステムとの互換性と相互作用に向けた、Directive 2002/22/ECで言及されている少なくとも欧州共通の緊急通報用番号「112」への通報に対する技術ソリューション



# RED向けの委任法令 & 実施法行為



Article 3(3)(i) and 4: software into RE related to compliance

保留:さらなる分析が必要なクラスやカテゴリーなどの問題が検討されている。これらは研究のための回答を分析しながら、研究のための委託事項に入れられた。レビュー後に契約者が指名される。次回の会合は2019年2月27日の予定。  
[consultation activities](#)も参照。



許可された条件下で意図どおりに無線機を使用するためのソフトウェア追加要件が必要だと考えられる

- SDRに関するEU Subgroupが活動中である (TCAM)
- RED Article 4.1に基づき委員会に委任法令の範囲および内容に関するガイダンスを提供する
- RED Article 4.2に基づき委員会に実施法行為の範囲および内容に関するガイダンスを提供する
- Article 3.3(i)の必須要件をカバーする業界の最新技術および動向として

研究による勧告の一部:

- 無線機は一般的な定義でカバーされなければならない
- ダウンロードされたREの準拠に影響を与える可能性があるソフトウェアのみを考慮に入れる必要がある
- ソフトウェアによるRED必須要件への準拠に影響を受ける可能性がある場合Article 3.3.i を適用するべきである
- 本法は、単一の事業者がREとソフトウェアの組み合わせの準拠に対する責任を有する垂直型の市場モデルに焦点を当てることとする
- 「準拠していない」ソフトウェアがREにロードされないようにするための技術的ソリューションに関するHSの開発を義務付けられる

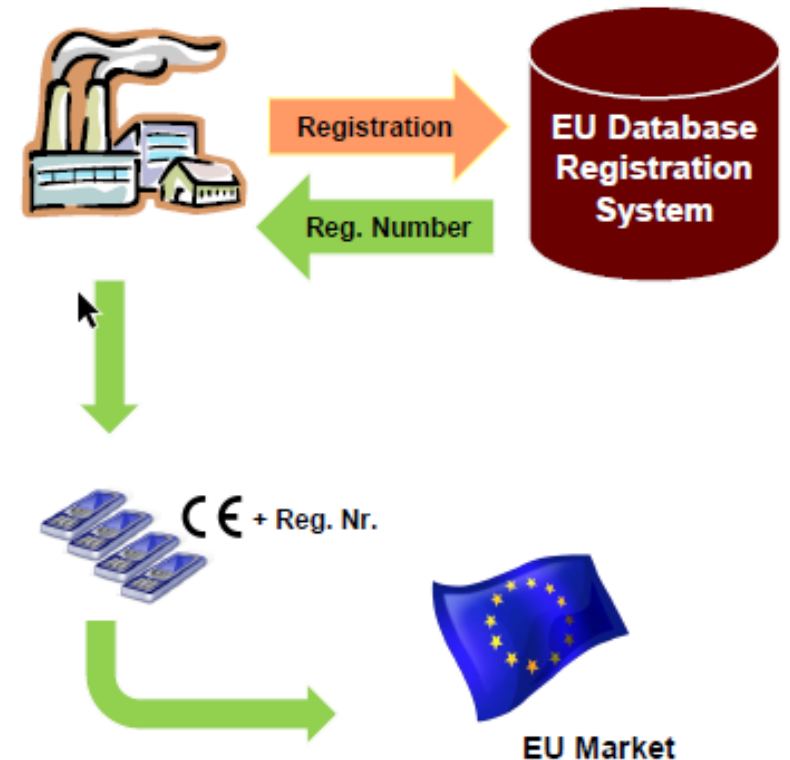
# RED向けの委任法令 & 実施法行為

## Article 5: Registration of RE within some categories

準備: 必要に応じて導入するが、導入法はまだなし!

- 2018年6月12日より, EUにおける準拠レベルにより, 委員会は**選択された無線機器について**登録スキームを設定できた
- 登録セットアップの基準, 登録される機器のタイプや情報, 登録およびラベリングの運用ルールが **委員会により決定される予定だが, まだ準備されていない**
- 登録後, 製造業者には無線機器に表示する登録番号が与えられる
- 必須要件への低レベルの準拠RE の定義が必要だが、まだ定義されていない

**スキーム要件は設定されたが、使用されることがあるのだろうか?**



# RED向けの委任法令 & 実施法行為



## Article 10.10: Restrictions of RE

Ready: 2017年7月20日に [Regulation\(EU\) 2017/1354](#) が採用され 2018年8月09日, 2018から有効

- サービス開始, または使用許可の要件がある場合は**包装に利用可能な情報により**、使用開始の制限または使用許可の要件が存在する加盟国または加盟国内の地理的領域の識別を可能にするものとする。この情報は無線機器の指示書に記入されなければならない。
- REが規制の対象である場合, 包装に見やすく判読可能であるように表示すること:
  - a) ピクトグラム、または
  - b) この規制や要件が存在するMSの略号の前に関連するMSが決定したユーザーが容易に理解できる言語で、「(における)規制又は要件」というテキスト





# RED向けの委任法令 & 実施法行為



## RED art. 10.10 **example** on package with pictogram

- ピクトグラムは表形式で内容は見やすく判読可能であれば様々なバリエーション (e.g. 色, 実線または中空, 線の太さ)をとることができる
- EFTA 国についても (e.g. CH, NO, LI, TR) 含めること. これらの国々はRED規制に従うことになっている.

AT	BE	BG	CZ	DK
EE	FR	DE	IS	IE
IT	EL	ES	CY	LV
LI	LT	LU	HU	MT
NL	NO	PL	PT	RO
SI	SK	TR	FI	SE
CH	UK			

ベルギー (BE), ブルガリア (BG), チェコ (CZ), デンマーク (DK), ドイツ (DE), エストニア (EE), アイルランド (IE), ギリシャ (EL), スペイン (ES), フランス (FR), クロアチア (HR), イタリア (IT), キプロス (CY), ラトビア (LV), リトアニア (LT), ルクセンブルグ (LU), ハンガリー (HU), マルタ (MT), オランダ (NL), オーストリア (AT), ポーランド (PL), ポルトガル (PT), ルーマニア (RO), スロベニア (SI), スロバキア (SK), フィンランド (FI), スウェーデン (SE) および英国 (UK),

○ = EFTA 国, 同様の規制が適用されると考えられる



## パッケージ上のテキストによるRED art. 10.10 **例** :

- “Restrictions or Requirements in: BE, BG, CZ, EL, CY, SI”

# RED向けの委任法令 & 実施法行為



EUにおけるREの制限事項と使用の可能性(art. 10.10 および art 10.2) 関連情報を提供する場所



EFIS= ECO Frequency Information System  
とは、CEPT国の周波数情報を含むデータベースである。またEFISは、EU Commission Decision 2007/344/EC on the harmonized availability of information regarding spectrum use in Europeに基づくEUスペクトル情報ポータルでもある。

- 製造業者がEU (または EU 加盟国)にいわゆる無線インターフェイスが存在するかどうかを確認する場合, EFIS データベースを参照:  
<https://www.efis.dk/>
- このデータベースでは、各加盟国の無線インターフェイスが見つかる (ラジオインターフェイス => 周波数割当要件)
- 製造業者はこのデータベースで情報も得られる (art RED 10.2を参照):
  - REが少なくとも1カ国のMSで合法的に運営可能かどうか!
- また無線機器の特定カテゴリーの他の規制および無線インターフェイス情報については::
  - [ERC recommendation 70-03](#) および [2017/1483](#)
    - [Class 1 equipment](#)
    - [SRD regulations](#)
- ソリューションが見つからなければ関連国のスペクトル管理当局へ,EUウェブサイト参照:  
<http://ec.europa.eu/docsroom/documents/25821>

# Brexitに関する質問 – 2019年3月29日



質問:

1. Brexit後, CE マーキング製品を英国(UK)市場にEUと同じ方法で上市できるか?
2. UK内にある通知機関が発行したRED TECは2019年3月29日より後も有効なのか?

1. 現時点では、UK および EU (および他の地域/国)間のMRAはないとみられる。つまり、UKは独自の市場アクセス規制を設定すると見られている。製品のラベルの仕方やUK市場への製品上市プロセスが公開されている。 [www.gov.uk](http://www.gov.uk)を参照
2. A RED TECは EU 通知機関によってのみ発行が可能である。UKはEUの加盟国でないため、UKの通知機関は3月29日より後にRED TECを提出することができない。また3月29日より前にUK通知機関が発行したRED TECを付属する機器は、3月29日より後は受け入れ不可である。これはEU市場に上市される際に有効なEU規制に準拠する必要があるためである  
2019年3月29日より後は、有効なEU通知機関が発行した RED TECのみを受け入れ可能  
[information on the EU](#) ウェブサイトも参照...



# 民用ドローン向け欧州安全規則

質問:

1. EUにおけるドローン関連の規制はなにか
2. ドローンはREDのスコープなのか?

1. 150 kg 未満の民用ドローン国家規制は新規EU法に切り替えられる

Regulation [\(EU\) 2018/1139](#), applicable as of 11/9/2018, repealed and replaced Regulation 216/2008 as amended.

2. ドローンはREDの対象であり December 2018, clause 1.6.2.4 の[New RED guide](#) を参照のこと  
また REDの[consolidated version](#) も参照



## CIVILIAN DRONES

Rules that apply to all EU countries

"A drone is an aircraft that operates without a crew aboard"



The new EU rules ensure that the following are respected:



safety



privacy



data protection



environment

Possible usage of drones:

Surveillance, inspection, photography



Inspection of pipelines and power cables, spray crops, search and rescue, control borders and monitor forest fires



Geospatial surveying and wide-area surveillance



Source  
European Parliamentary Research Service



## 9 kHz未満で運用する機器



質問:

HSなしで、EU市場に9 kHz未満で運用する機器を持ち込めるか?

- 可能だが、重大な問題が2つある：
  - 1. 法的な確実性: 9 kHz未満のMS機器の一部について、使用を許可する法律が存在しないため、違法である可能性があり、他では、免除されるのか免許が必要なのかが特定されていない。
  - 2. 可能な RED Compliance 規格がまだ受け入れられておらず、すぐにはOJEU にリストされそうにない:
    - EN 303 348 T-coil devices
    - EN 303 454 metal sensors
    - EN 303 447 robotic mowers
    - しかし、EN 303 660, RE operating below 9 kHz (generic) の作成はいまだ保留中である
- この拒否の理由は次のとおり:
  - 適合のための放射制限/測定がない。
  - CEPT および/または ITU, ETSIで利用できる他の制限がない

## 9 kHz未満で運用する機器



### • 現状:

- 何百万もの補聴器ユーザーが不法デバイスを使用しており、何百万もの店舗、劇場なども9 kHz未満のREで運用する送信機器を用いている
- この機器の製造業者は(NBを通じて)製品を上市でき(しかしスペクトルが整合していないためラベルの仕方が不明)購入者は法的に使用できない
- 規制や(整合)規格がないことが、現在市場にある何百万の製品や機器に影響を与えている
- 9 kHz未満で運用するRE機器の必須要件についてRED art. 3.2への準拠を示す方法の選択を通知機関に相談する必要がある

ソリューションが見つからなければ関連国のスペクトル管理当局へ、ウェブサイトを参照:

<http://ec.europa.eu/docsroom/documents/25821>



## 質問

1. 放送受信機はREDでカバーされているのか?
2. 放送機器をREDに準拠させる方法は?

1. はい、放送機器はREDでカバーされており EMC-D および LVDの対象外である
2. 音声放送受信機 (e.g. FM, AM DAB, DVB-T)については、現在利用できるart. 3.2 整合規格はまだない。
  - この拒否の理由:
    - コンプライアンスのためのHSで許容できる無線受信機パラメータおよび制限/測定値がない
  - EN 303 345 standard prepared by ETSI は、EU comによる受け入れ可能ではないため、OJEUにはリストされない
    - 現在 ETSI EN 303 345-1 V1.1.0 (2018-09) が、制限値なしの測定方法についてのみ説明しコメントを求めている。各放送アプリケーション (AM, FM, DAB etc)について他のパートが続くと見込まれる
    - 準拠を示すには受信パラメータが含まれている版のEN 303 345 V1.1.7を使用するのが選択の一つだが、制限値については合意されていない。例えばAM用の制限値は厳しすぎると考えられている...

- RED art. 3.2への準拠を示すには通知機関に相談する必要がある



## 質問

1. EUに無線モジュラー承認システムは存在するのか?
2. 承認されたRE(承認モジュール)がデンドデバイスに含まれる場合に準拠を示す方法

1. RED には「モジュール」の記述又は定義がないため、RED には「モジュール」のための別の規制がない
  - デバイスが製造業者 (Rx, Tx または Rx+Tx) 宣言された機能がある場合、REDに基づきこれは**エンドデバイス**でありREDの**必須要件にすべて準拠していること**:
    - 製造業者は無線機器デバイスを「モジュール」と呼んでもよい
    - この無線機器デバイスは、Rx/Tx 機能を合わせ持つ構成要素から成立してもよい。
    - はんだ付け装置、特定のチップセット、シールド付きまたはシールドなしのPCB回路でもよい
2. 無線機器デバイスが非無線機器(玩具、機械、台所用家電など)に永久的に組み込まれていて、ユーザーが容易にアクセスや取り外しができない場合、この新しいエンドデバイスは(非無線デバイス + 無線デバイス)は、REDに準拠する必要がある
3. REが非電気機器に組み込まれている場合、REのみがREDに準拠している必要がある; これは例えば非電子機器パーツの安全性はREDでカバーされていないということである! しかし、他の指令が適用さうれる



# 無線モジュール



他の情報:



- 「複合機器」用の便利なガイダンスを含むガイド&EMC規格
  - ETSI Guide EG 203 367 V1.1.0: covering RED articles 3.1b and 3.2
  - EN 303 446-1 V1.1.0 combined equipment in the domestic environment covering essential requirements article 3.1(b)
  - EN 303 446-2 V1.1.0 same as part 1, but for industrial environment
- 非無線エンドデバイスおよび承認された無線デバイスを一緒に搭載している場合の適合性評価方法については、**REDCAの「Technical Guidance Note 01** on the RED compliance requirements for a Radio Equipment often referred to as Radio Module and the Final Radio Equipment Product that integrates a Radio Module」に記載されており、こちらから無料でダウンロード可能 [www.redca.eu](http://www.redca.eu)

# 製品をREDに準拠させる方法



簡単な要約:

## 1. 製品の特定

- 写真
- 製品ID
  - タイプ、バッチまたはシリアル番号または特定のた  
めの他の要素

## 2. 機能や環境の特定

- 通常の運用 (使用される)
- 屋内/屋外
- EU加盟国の少なくとも1国で利用できるか？
  - 使用周波数にエアインターフェースは使用可能  
か？
- 機能によりさらに指令が？

## 3. リスク分析の実施

- REDに関する全 必須要件
- (整合) 規格の選定でリスクをカバーする
- 試験報告書/試験データ
  - **スマートテストング !!!**
  - CB 報告書
  - 認定試験所

## 4. 適合性評価手順の選択

- Module A, B/C または H

## 5. CE marking および他のラベル要件

## 6. 技術文書の作成

- 製品IDと一貫させること
- 名称, タイプID etc.

## 7) ユーザー向け情報の提供 (art 10!!!)

## 8) FTD および DoCの完成



無線機器をREDに準拠させることおよ  
び技術文書の作成は製造業者の責  
任である

製造業者はこれを代理人、輸入者、  
モジュール製造業者など他の経済事  
業者に委任することはできない



質問:

## 1. リスク分析をどのように行うか?

リスクは常に全必須要件に関連する.

- RED: リスクは無線関連 + 安全関連 (SAR!) + EMC 関連 + その他のアспект
  - *管理上の違反はリスクとはみなさない.*
  - 必須要件は製品に固有の危険性に応じて適用されること.
- よって製造業者に必須なのは:
  1. 製品がもたらす可能性のある全リスクを特定するリスク分析を行った後
  2. 製品に適用される必須要件を決定する.
- この分析は適用されるHSIにリスクアセスメントが完全に含まれており、適用可能なすべての必須要件を網羅していない限り文書化され、技術文書に含められること
- リスク分析はREが変更される・された際にも非常に重要である
  - *モジュールの統合.....*

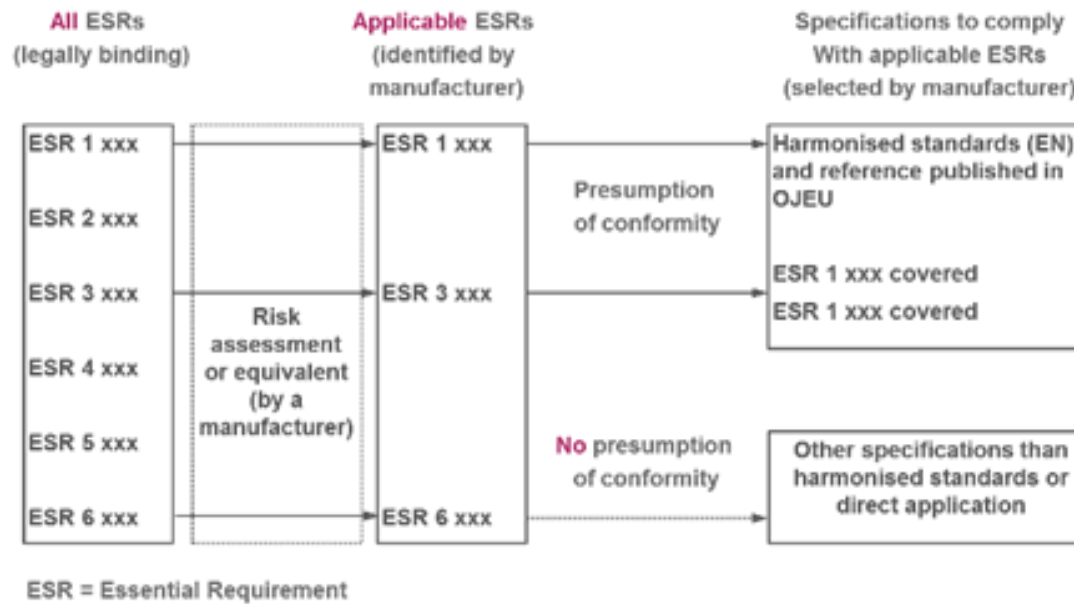
# リスク分析



他の情報:



Risk Assessment and the role of harmonised standards (4.1.2.2 Blue Guide)



- CENELEC Guide 32: Guidelines for Safety Related Risk Assessment and Risk reduction for Low Voltage Equipment
  - 以下で無料ダウンロードが可能:
  - <https://www.cenelec.eu/membersandexperts/referencematerial/cenelecguides.html>
- Blue Guide Section 2.7 and 4.1.1 and 4.3
- Annex III of Directive 2014/53/EU (The Radio Equipment Directive) に基づく通知機関向けの製造業者のリスク分析評価のための **REDCA Technical Guidance Note TGN 30** が [www.redca.eu](http://www.redca.eu) からダウンロード可能



## サマリー

1. まず可能性のあるリスクをすべて特定し、どのREDの必須要件が製品に適用されるかを定める。この分析は文書化され、TDに含められること
2. 次に特定されたリスクの対処予定方法の評価を文書化する。(例えば、特定のHS, 規格その他の技術的根拠などを適用する).

リスクは適用される技術ソリューション(規格や技術的モチベーション)ですべてカバーされていること!

## 注記:

- RE およびその環境に関連する現象を述べる
- **典型的および予想されるREの使用法を規格のパラメータと比較する:**
  - (HS)規格は本当に特定されたリスクをすべてカバーするのか?
  - **相互変調, トランスミッターのコロケーション, 他の近隣高RFフィールド**
- REが異なる構成が可能な場合, 評価でRFが「ありうる全構成」において必須要件を満たすことを確認しているかをチェックする (art. 17を参照)
- If only part of the HSの一部が適用される、あるいは適用される必須要件すべてがカバーされていない場合、HSでカバーされていない、扱われていない必須要件の方法についても文書化すること
  - art 3.2 and 3.3の場合 => NB が必要であり, **NB はこのケースを加盟国に通知する必要がある**

# 変更を知る方法は?



## REDCA

The REDCAは、無線機器の欧州経済領域, EUとMRAを締結するUSA, カナダ, 日本, ニュージーランド, オーストラリアなどの国の規制や技術規格への準拠に関わる人々を対象としたフォーラムを提供する.

**特にRadio Equipment Directive 2014/53/EU specifically for Article 26.11 and Article 38 for Notified Bodies (sectorial group of notified bodies)の要件に基づき形成されている**

メンバー:

- 通知機関, 製造業者,
- 試験所 & コンサルティング会社
- 加盟国および行政
- MRA 地域当局r etc.

そして Associations Rules and Constitutionで規定された目的に従う必要がある  
REDCA Membership の年会費は €625である



- REDCAは次のような活動や情報等を提供している
  - 常に変化するEUの法律/規制およびEU規格の策定への迅速なアクセス
  - (ドラフト) 資料が公開前に入手できることも多い (e.g. Guides, Implementing Acts, etc.)
  - 欧州委員会, ADCO, ETSI, ECC, TCAM etcとのリエゾン
  - 特定のRED (技術的な)の質問に対する専門家からの回答が得られることもある
  - スペシャルワークショップ
- REDCA Technical Guidance Notes および reference Doc'sを公開する
  - ウェブサイトを参照 <http://www.redca.eu>
- EEA 内の場所で年2回会合を開催
  - 会員専用
  - EU委員会, ECC, ETSI, ADCO RED およびMRA国の当局の代表
  - **次回の会合はソフィア(ブルガリア)5月13-14日開催、5月13日にワークショップあり**
- メンバー内の専門家からの回答も得られる専用のメールサーバーあり
- CIRCABC ウェブサイト上に全作業文書用の保護エリアあり
- Annex III clause 8, on CIRCABCで求められる他のNoBへの通知データベースの維持

# RED関連情報の便利なリンク



1. **RED text** および関連文書:  
[https://ec.europa.eu/growth/sectors/electrical-engineering/red-directive\\_en](https://ec.europa.eu/growth/sectors/electrical-engineering/red-directive_en)
2. **BG 2016**: <http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/18027/>
3. **RED Guide (最新版: 19 December 2018)** : <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/29782>
4. **RED NB on NANDO** ウェブサイトリスト (*link item 1を参照*)
5. **National Spectrum Authorities** リスト: <http://ec.europa.eu/docsroom/documents/25821>
6. **HS's**リスト (*link item 1を参照*)
7. **RED Subclasses**リスト (*link item 1を参照*)
8. **Commission RED delegated acts** (*Link1を参照*)
9. **EU decisions applicable to the RED** リスト(*link 1を参照*)
10. **E-Commerce Guide Commission** オンライン市場で販売される製品の市場監査に関する通知:  
[http://ec.europa.eu/newsroom/just/item-detail.cfm?item\\_id=126363](http://ec.europa.eu/newsroom/just/item-detail.cfm?item_id=126363)
11. **GPSD**: [https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/product-safety-and-requirements/consumer-product-safety/product-safety-rules\\_en](https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/product-safety-and-requirements/consumer-product-safety/product-safety-rules_en)
12. **RED ADCO**: [https://ec.europa.eu/growth/single-market/goods/building-blocks/market-surveillance/organisation/administrative-cooperation-groups\\_en](https://ec.europa.eu/growth/single-market/goods/building-blocks/market-surveillance/organisation/administrative-cooperation-groups_en).
13. **MSA**リスト: <http://ec.europa.eu/docsroom/documents/25641>.
14. **Class 1 機器 (整合)** : <http://ec.europa.eu/docsroom/documents/26843>



# RED関連団体の便利なリンク

1. REDCA 資料 (e.g. Technical Guidance Notes) [www.redca.eu](http://www.redca.eu).

一部は会員専用



2. ETSI 資料 ((Draft) RE Standards/Guides) [www.etsi.org](http://www.etsi.org).

承認されたEN/HS & Guidesのダウンロードはいずれも無料



3. CENELEC 資料 (Standards & Guides) 電気的安全/ SAR/EMC etcに関して

[www.cenelec.eu](http://www.cenelec.eu).

多くは有料。料金がかかなり異なるため、販売するEU国家規格団体のチェックを！



4. ECO 資料 (EFIS – European Frequency Information System + ニュースレター)

<https://cept.org/eco>.





詳細情報やREDCAの会員申請はこちら:

[www.redca.eu](http://www.redca.eu)

連絡先:

[secretariat@redca.EU](mailto:secretariat@redca.EU)

**THANK YOU  
FOR YOUR  
ATTENTION**

